

## 北部地域総合公共交通検討会 設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、北近畿タンゴ鉄道をはじめとする京都府及び兵庫県の北部地域における地域振興及び地域住民の生活に係る移動手段の確保等に向けた取組を推進するために、総合的な公共交通のあり方について検討する「北部地域総合公共交通検討会」(以下、「検討会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員及び組織)

第2条 検討会は、北近畿タンゴ鉄道関係市町の長、京都府及び兵庫県の関係部局長並びに別表に掲げる有識者等若干名により構成する。

2 検討会に、関係自治体及び北近畿タンゴ鉄道株式会社の担当課長により組織する担当課長会議を置き、検討会を補佐し、実務的な作業を行うこととする。

## (座長)

第3条 検討会には座長を置く。

2 座長は、委員の互選によってこれを定め、会務を総理する。

3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を総理する。

4 座長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

5 前項に定める専門部会の構成員は、座長が別に定める。

## (会議)

第4条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めた場合は、これを非公開とすることができる。

3 座長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第5条 検討会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課に置く。

2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長が務める。

## (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附則

## (施行期日)

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

(別表)

北部地域総合公共交通検討会 委員

西日本旅客鉄道株式会社 執行役員 福知山支社長	大久保 敬 雄
北近畿タンゴ鉄道株式会社 代表取締役社長	大 槻 茂
公認会計士	小 林 信 昭
神戸大学大学院経営学研究科教授	正 司 健 一
阪急電鉄株式会社 取締役 都市交通事業本部副本部長	野 村 欣 史
福知山市長	松 山 正 治
舞鶴市長	多々見 良 三
宮津市長	井 上 正 嗣
京丹後市長	中 山 泰
伊根町長	吉 本 秀 樹
与謝野町長	太 田 貴 美
豊岡市長	中 貝 宗 治
兵庫県県土整備部県土企画局長	松 田 直 人
京都府建設交通部長	伊勢田 敏
京都府丹後広域振興局長	前 林 保 典